

～個人住民税は特別徴収で納めましょう！！～

個人住民税とは？

市町村民税と都道府県民税を併せた地方税のことです。

個人住民税は、前年の所得に応じて課税される「所得割」、定額で課税される「均等割」からなっています。



個人住民税PRキャラクター「ぜいきりん」

個人住民税の納付方法とは？

納付方法は「特別徴収」と「普通徴収」があります。

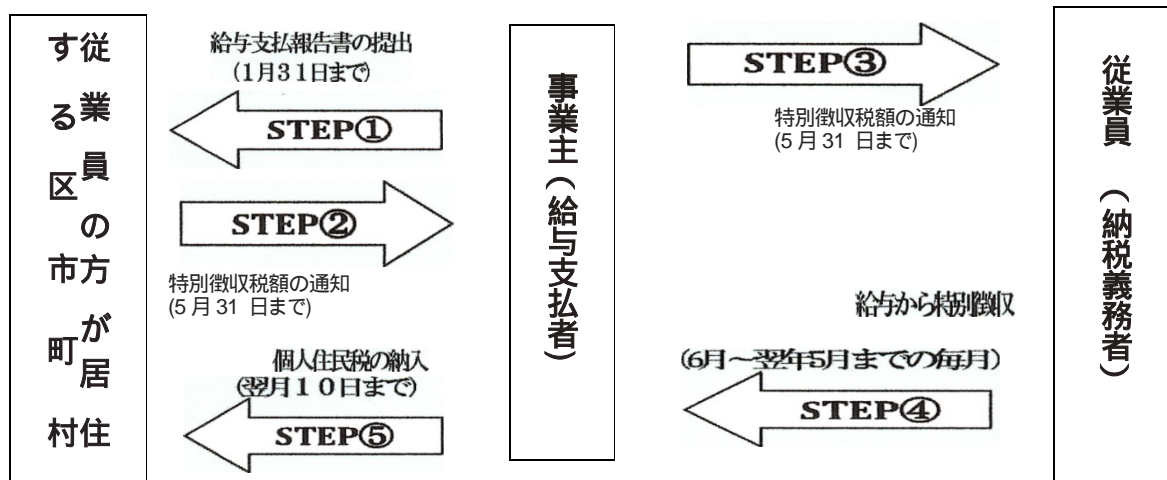
特別徴収・・・毎月の給与天引きにより事業主が納める

普通徴収・・・市町村から送付される納税通知書で個人が納める（年4回）

給与からの特別徴収とは？

個人住民税の給与からの特別徴収とは事業主が所得税の源泉徴収と同じように従業員に代わり毎月従業員に支払う給与から個人住民税を給与天引きし納入すること。

特別徴収のしくみ



特別徴収を行うメリットとは？

個人住民税の税額計算は区市町村が行いますので、所得税のように事業主が税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。

また、従業員（納税義務者）が納付を忘れる心配もありません。さらに、普通徴収（年4回）に比べ特別徴収は納期が年12回なので1回あたりの納税額が少なくなります。

***平成26年度から平成28年度はオール東京特別徴収推進期間です！！**

都と区市町村の安定した財源の確保と納税者の利便性向上に向けて、平成26年度から平成28年度までを特別徴収推進機関と位置づけ、広域的な推進活動を展開していくことを決めました。

*納税に関するお問い合わせは・・・神津島村役場 企画財政課 04992-8-0011